令和６年度　いじめ対応フロー図　　岐阜県立岐阜商業高等学校

いじめ（と疑われる）事案の発生　（アンケート調査等を含む）

↓ 早期発見

生徒・教師・保護者・地域住民　等

↓ 通報　記録開始 5W1H

担任・学年主任・部活動顧問・教科担任・養護教諭・教育相談コーディネーター　等

↓ 全て報告

管理職
校長・教頭

← 全て報告

いじめ担当窓口
生徒指導部
教育相談部

いじめの認知
事実関係の把握
対応方針の決定
いじめの有無の判断
等

【いじめ防止対策委員会】
（学校いじめ対策組織）［法 22 条］

管理職（校長・教頭）

教務部長・生徒指導部長・学年主任
・教育相談担当・人権教育担当者・関係職員

（外部メンバー）
弁護士、臨床心理士、教員ＯＢ、地域代表、ＰＴＡ代表

教育委員会
学校安全課

地域担当
生徒指導主事

支援

全て報告

【関係機関】
・岐阜北警察署
Tel(058)233-0110
・子ども相談センター
Tel(058)201-2111
・法務局
Tel(058)245-3225
・岐阜市役所
Tel(058)265-4141

連携

組織的対応
情報共有

【（緊急）職員会議　】

事案内容を全教職員に報告、周知
指導方針・役割分担等を全教職員で共通理解
いじめ問題克服に向けて全教職員で適切かつ迅速に対処

事案に応じて、校内
メールでの情報共有

↓

継続的な支援及び指導
いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言